福島県のうち 二本松市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 二本松市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 田村市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 田村市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 南相馬市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十一キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が一キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、　を　に、　を

		三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 南相馬市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 伊達市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量七十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 伊達市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量二十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 耶麻郡のうち猪苗代町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十一キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が一キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、　を